

札幌被災者支援ニュース 第3号 発行日 2018.9.20

発行責任者 札幌弁護士会

★ 弁護士会に**無料法律相談ダイヤル**を開設しました。地震の被害に遭われ、お困りのこと(住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援等)がありましたら、**無料で電話相談** することができます。

☎ 0120-325-104 (フリーダイヤル)

(実施期間:9月15日(土)~当面の間、受付時間:平日13時~19時 土日祝日13時~16時)

★ 以下の場所・日時において、**無料面談相談** を行っています(いずれも予約は不要です。)

| 場 所 | 実施日 | 実施時間 |
|------------------------|-----------------------------|---------------|
| むかわ町:道の駅むかわ四季の館 | 9月18日(火)から 9月30日(日)まで 毎日 | 14時30分~18時30分 |
| 厚真町 :青少年センター | 9月20日(木)から 9月30日(日)まで 毎日 | 14時30分~18時30分 |
| 安平町 :早来町民センター 追分公民館 | 9月21日(金)から 9月30日(日)まで 毎日 | 14時30分~18時30分 |

★ 相談場所・日程は変更の可能性があります。最新の情報、
札幌弁護士会ホームページ (<https://www.satsuben.or.jp/>)
→「北海道胆振東部地震で被災された方へ」をご覧ください。

Q1 私の所有する家(もしくはお墓など)が倒れてしまい、お隣の家(もしくはお墓など)を傷つけてしまいました。修理費などを払わなければならないのでしょうか？

→ 家やお墓(土地の工作物と言います。)につき、設置や管理に問題があったため、これが倒れてしまい、隣の家やお墓を傷つけてしまった場合には、その所有者は、これによって生じた損害(修理費など)を賠償する責任を負います。もっとも、今回の地震により倒れた場合は、不可抗力により倒れたといえることもあり得ます。その場合は賠償責任の一部又は全部を負わないこともあります。

Q2 借家が壊れて住める状態ではありません。引越をしたいのですが大家さんに引越費用を請求出来ませんか？

→ 地震で借家が壊れてしまい住める状態でなくなった場合には、賃貸借契約は終了しますので、引越をすることはできます。しかし、大家さんの借家管理等に問題がないのに借家が壊れてしまうような大きな地震の場合には、引越費用を請求することは難しいでしょう。

札幌弁護士会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いたします。
なお、本ニュースは、内容を改変されない限り、自由に複製・頒布をしていただいてもかまいません。